

第 8 2 号議案

芦屋市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について

芦屋市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例を別紙のように定める。

令和元年 1 2 月 1 0 日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い，地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する会計年度任用職員の給与に関し必要な事項を定めるため，この条例を制定しようとするもの。

芦屋市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、第22条の2第1項第2号の規定により採用された職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与（給料及び手当をいう。以下同じ。）に関する事項を定めることを目的とする。

(給料)

第2条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、当該フルタイム会計年度任用職員に定められた正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって地域手当，通勤手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当及び期末手当を除いたものとする。

(給料表)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表第1に規定する会計年度任用職員給料表によるものとし、別表第2に規定する等級別基準職務表に掲げる基準となる職務に応じて適用する。

(職務の級及び号給の基準)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給は、規則に定める基準に従い任命権者が決定する。

(給与の支給方法)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の給与の支給方法については、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年芦屋市条例第11号）の適用を受ける一般職の常勤の職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。

2 フルタイム会計年度任用職員の給与から控除することができるものは、一般職の職員の例による。

3 フルタイム会計年度任用職員の給与の口座振替の方法は、一般職の職員の例による。

(地域手当)

第6条 フルタイム会計年度任用職員の地域手当については、一般職の職員の例によ

る。

(通勤手当)

第7条 フルタイム会計年度任用職員の通勤手当については、一般職の職員の例による。

(特殊勤務手当)

第8条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当については、一般職の職員の例による。ただし、規則で定める場合を除く。

(給与の減額)

第9条 フルタイム会計年度任用職員が勤務しないときの給与の減額については、一般職の職員の例による。

(時間外勤務手当)

第10条 フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当については、一般職の職員の例による。

(休日勤務手当)

第11条 フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当については、一般職の職員の例による。

(夜間勤務手当)

第12条 フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当については、一般職の職員の例による。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第13条 フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出については、一般職の職員の例による。

(期末手当)

第14条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当については、一般職の職員の例による。

2 フルタイム会計年度任用職員が任期の満了の日の翌日において、引き続き採用されたとき（法第22条の2第1項第1号の規定により採用された場合を含む。）の在職期間の扱いについては、引き続きその職にあった者とみなし、在職期間を通算する。

(退職者の給与)

第15条 フルタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項、労

働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項又は芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年芦屋市条例第25号）第2条の2第1項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 フルタイム会計年度任用職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料及び地域手当のそれぞれの100分の60以内を支給することができる。

3 前2項の場合を除き、休職中のフルタイム会計年度任用職員の給与については、これを支給しない。

（補則）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）による改正前の法（以下「改正前の法」という。）第3条第3項第3号の規定により特別職として任用されていた者又は改正前の法第22条第5項の規定により臨時的任用職員として任用されていた者（以下「非常勤嘱託職員又は臨時的任用職員」という。）であって、施行日以後引き続き会計年度任用職員（改正法による改正後の法第22条の2第1項第2号に規定する職員をいう。）に任用されたものの令和2年6月の期末手当の算定に当たっては、基準日以前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間については、前会計年度において非常勤嘱託職員又は臨時的任用職員として任用されていた期間を、この条例の適用を受ける職員として在職した期間とみなす。

別表第1（第3条関係）

会計年度任用職員給料表

給 号	級	1級	2級
		給料月額	給料月額
		円	円
1		138,600	208,600
2		139,800	210,200
3		141,000	211,800
4		142,200	213,400
5		143,400	214,900
6		144,700	216,700
7		146,000	218,600
8		147,300	220,400
9		148,400	222,100
10		149,900	223,500
11		151,400	225,200
12		152,900	227,000
13		154,300	228,700
14		155,800	230,600
15		157,300	232,500
16		158,800	234,100
17		160,400	235,600
18		162,300	237,500
19		164,100	239,300
20		166,000	241,100
21		167,600	242,800
22		169,500	244,800
23		171,300	247,000
24		173,200	249,000
25		175,200	250,900
26		177,100	253,000
27		179,100	255,100
28		181,100	257,100
29		182,800	259,000
30		184,800	261,100
31		186,800	263,100
32		188,700	265,200
33		190,400	267,000
34		191,600	268,800
35		192,800	270,600
36		193,800	272,700
37		194,900	274,800
38		196,700	276,800
39		198,100	278,700
40		199,700	280,800
41		201,400	282,600
42		203,100	284,500

43	204,800	286,300
44	206,400	288,200
45	208,000	290,200
46	209,700	291,800
47	211,400	293,500
48	213,100	295,400
49	214,600	297,000
50	216,300	298,700
51	218,000	300,200
52	219,700	301,800
53	220,900	303,100
54	222,600	304,600
55	224,200	306,000
56	225,900	307,600
57	227,200	309,300
58	228,800	311,000
59	230,300	312,300
60	231,900	313,900
61	233,500	315,400
62	234,900	317,000
63	236,300	318,600
64	237,800	320,100
65	239,200	321,700
66	240,400	323,300
67	241,700	324,900
68	243,000	326,500
69	244,000	328,000
70	244,700	329,500
71	245,500	331,000
72	246,300	332,500
73	246,800	333,900
74	247,500	335,400
75	248,300	336,900
76	249,200	338,400
77	249,800	339,800
78		341,200
79		342,600
80		344,000
81		345,200
82		346,600
83		347,900
84		349,300
85		350,600
86		352,000
87		353,100
88		354,300
89		355,300
90		356,300

91		357,400
92		358,400
93		359,400
94		360,400
95		361,400
96		362,400
97		363,300
98		364,200
99		365,000
100		365,900
101		366,800
102		367,700
103		368,500
104		369,300
105		370,000
106		370,900
107		371,600
108		372,300
109		373,000
110		373,700
111		374,400
112		375,100

別表第2（第3条関係）

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	一定の知識、技術、経験等を要する職務
2級	高度の知識、技術、経験等を要する職務

参 照

芦屋市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定要綱

1 改正の趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員の給与に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 制定の内容

(1) 給料（第2条関係）

フルタイム会計年度任用職員の給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、地域手当，通勤手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当及び期末手当を除いたものとする。

(2) 給料表（第3条関係）

フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表第1に規定する会計年度任用職員給料表によるものとし、別表第2に規定する等級別基準職務表に掲げる基準となる職務に応じて適用する。

(3) 職務の級及び号給の基準（第4条関係）

フルタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給は、規則に定める基準に従い、任命権者が決定する。

(4) 給与の支給方法（第5条関係）

ア フルタイム会計年度任用職員の給与の支給方法については、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける一般職の常勤の職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。

イ フルタイム会計年度任用職員の給与から控除することができるものは、一般職の職員の例による。

ウ フルタイム会計年度任用職員の給与の口座振替の方法は、一般職の職員の例による。

(5) 地域手当（第6条関係）

フルタイム会計年度任用職員の地域手当については、一般職の職員の例による。

- (6) 通勤手当（第7条関係）
フルタイム会計年度任用職員の通勤手当については，一般職の職員の例による。
- (7) 特殊勤務手当（第8条関係）
フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当については，一般職の職員の例による。ただし規則で定める場合を除く。
- (8) 給与の減額（第9条関係）
フルタイム会計年度職員が勤務をしないときの給与の減額については，一般職の職員の例による。
- (9) 時間外勤務手当（第10条関係）
フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当については，一般職の職員の例による。
- (10) 休日勤務手当（第11条関係）
フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当については，一般職の職員の例による。
- (11) 夜間勤務手当（第12条関係）
フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当については，一般職の職員の例による。
- (12) 勤務1時間当たりの給与額の算出（第13条関係）
フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出については，一般職の例による。
- (13) 期末手当（第14条関係）
ア フルタイム会計年度任用職員の期末手当については，一般職の職員の例による。
イ フルタイム会計年度職員が任期満了の日の翌日において，引き続き採用されたとき（パートタイム会計年度任用職員として採用された場合を含む。）の在職期間の扱いについては，引き続きその職にあった者とみなし，在職期間を通算する。
- (14) 休職者の給与（第15条関係）
ア フルタイム会計年度任用職員が公務上又は通勤による負傷，疾病で休職にされたときは，その休職の期間中，給与の全額を支給する。
イ フルタイム会計年度任用職員が，刑事事件に関し起訴されたときは，その休職の期間中，給料及び地域手当のそれぞれの100分の60以内を支給することができる。

ウ 上記ア、イを除き、休職中のフルタイム会計年度任用職員には給与を支給しない。

3 施行期日等

(1) 令和2年4月1日

(2) 経過措置

この条例の施行日の前日に非常勤嘱託職員又は臨時的任用職員として任用されていた者であって、施行日以後、引き続きフルタイム会計年度任用職員に採用されたものの令和2年6月の期末手当における在職期間の算定については、前会計年度において非常勤嘱託職員又は臨時的任用職員として任用されていた期間を、この条例の適用を受ける職員として在職した期間とみなす。

別表第1（第3条関係）

会計年度任用職員給料表

号給	級	1級	2級
		給料月額	給料月額
		円	円
1		138,600	208,600
2		139,800	210,200
3		141,000	211,800
4		142,200	213,400
5		143,400	214,900
6		144,700	216,700
7		146,000	218,600
8		147,300	220,400
9		148,400	222,100
10		149,900	223,500
11		151,400	225,200
12		152,900	227,000
13		154,300	228,700
14		155,800	230,600
15		157,300	232,500
16		158,800	234,100
17		160,400	235,600
18		162,300	237,500
19		164,100	239,300
20		166,000	241,100
21		167,600	242,800
22		169,500	244,800
23		171,300	247,000
24		173,200	249,000

25	175,200	250,900
26	177,100	253,000
27	179,100	255,100
28	181,100	257,100
29	182,800	259,000
30	184,800	261,100
31	186,800	263,100
32	188,700	265,200
33	190,400	267,000
34	191,600	268,800
35	192,800	270,600
36	193,800	272,700
37	194,900	274,800
38	196,700	276,800
39	198,100	278,700
40	199,700	280,800
41	201,400	282,600
42	203,100	284,500
43	204,800	286,300
44	206,400	288,200
45	208,000	290,200
46	209,700	291,800
47	211,400	293,500
48	213,100	295,400
49	214,600	297,000
50	216,300	298,700
51	218,000	300,200
52	219,700	301,800
53	220,900	303,100
54	222,600	304,600
55	224,200	306,000
56	225,900	307,600
57	227,200	309,300
58	228,800	311,000
59	230,300	312,300
60	231,900	313,900
61	233,500	315,400
62	234,900	317,000
63	236,300	318,600
64	237,800	320,100
65	239,200	321,700
66	240,400	323,300
67	241,700	324,900
68	243,000	326,500
69	244,000	328,000
70	244,700	329,500
71	245,500	331,000
72	246,300	332,500

73	246,800	333,900
74	247,500	335,400
75	248,300	336,900
76	249,200	338,400
77	249,800	339,800
78		341,200
79		342,600
80		344,000
81		345,200
82		346,600
83		347,900
84		349,300
85		350,600
86		352,000
87		353,100
88		354,300
89		355,300
90		356,300
91		357,400
92		358,400
93		359,400
94		360,400
95		361,400
96		362,400
97		363,300
98		364,200
99		365,000
100		365,900
101		366,800
102		367,700
103		368,500
104		369,300
105		370,000
106		370,900
107		371,600
108		372,300
109		373,000
110		373,700
111		374,400
112		375,100

別表第2（第3条関係）

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	一定の知識、技術、経験等を要する職務
2級	高度の知識、技術、経験等を要する職務

1 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の概要

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の概要

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員（一般職・特別職・臨時的任用の3類型）について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備する。

1 地方公務員法の一部改正【適正な任用等を確保】

地方の厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため、臨時・非常勤職員が増加（⑰45.6万人→⑳49.8万人→㉔59.9万人→㉚64.5万人）しているが、任用制度の趣旨に沿わない運用が見られ、適正な任用が確保されていないことから、以下の改正を行う。

(1) 特別職の任用及び臨時的任用の厳格化

- ① 通常の事務職員等であっても、「特別職」（臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員等）として任用され、その結果、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律等が課されない者が存在していることから、法律上、特別職の範囲を、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化する。
- ② 「臨時的任用」は、本来、緊急の場合等に、選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度であるが、こうした趣旨に沿わない運用が見られることから、その対象を、国と同様に「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化する。

(2) 一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化する。

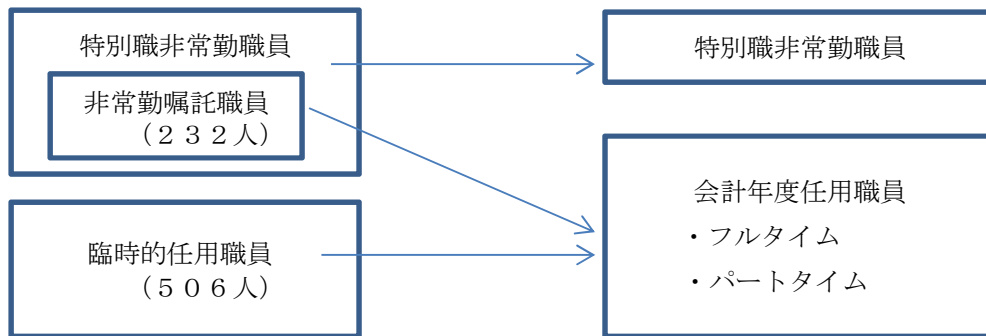
2 地方自治法の一部改正【会計年度任用職員に対する給付を規定】

地方の非常勤職員については、国と異なり、労働者性が高い者であっても期末手当が支給できないため、上記の適正な任用等の確保に伴い、以下の改正を行う。

- 会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定を整備する。

2 本市における任用の整理

非常勤嘱託職員、臨時的任用職員が会計年度任用職員へ移行し、特別職非常勤職員のうち「専門的な知識経験に基づき、助言、調査等を行う者」のみが特別職非常勤職員となる。



※人数は平成31年4月1日現在（芦屋病院含む）

3 会計年度任用職員制度について

(1) 会計年度任用職員の定義

会計年度任用職員とは、「一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職」を占める職員のこと。

(2) 会計年度任用職員の類型

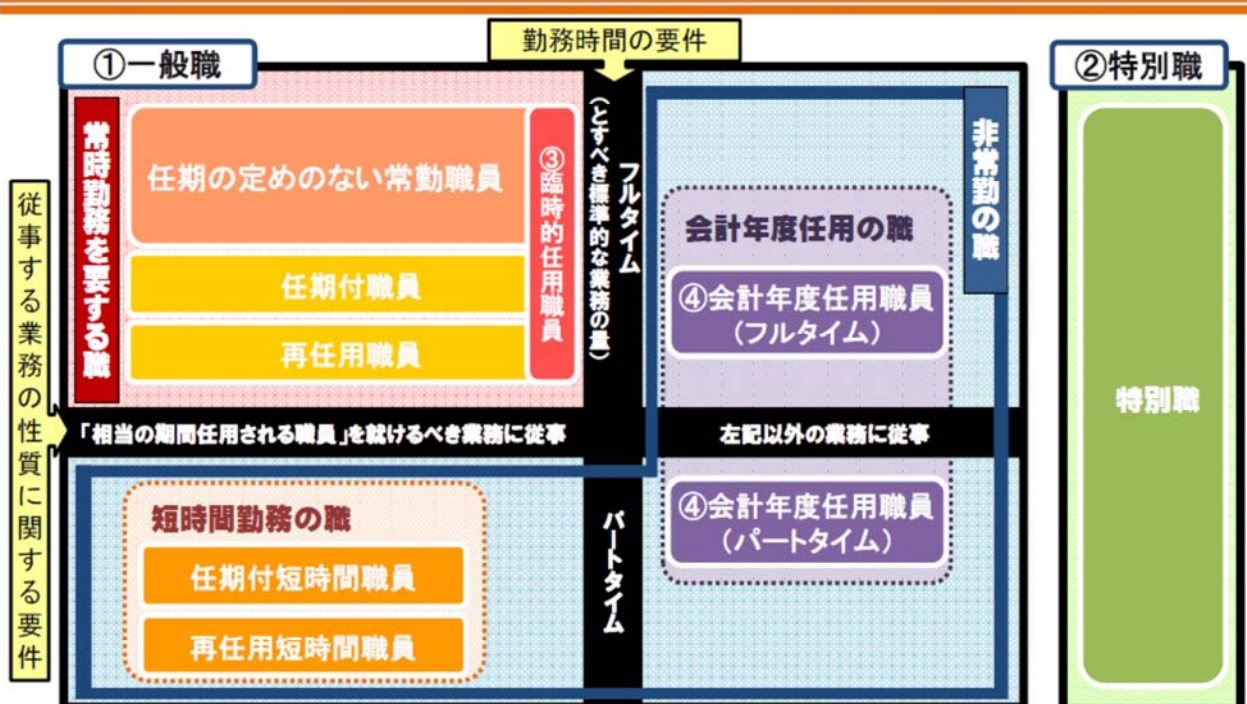
ア フルタイム会計年度任用職員

1週当たりの通常の勤務時間が常勤職員の1週間当たりの通常の勤務時間（1週間当たり38.75時間）と同一の時間であるもの

イ パートタイム会計年度任用職員

1週当たりの通常の勤務時間が常勤職員の1週間当たりの通常の勤務時間（1週間当たり38.75時間）に比し短い時間であるもの

「職」の整理



(3) 現行制度と新制度の比較

項目	現行制度		新制度	
	非常勤 嘱託職員	臨時的 任用職員	フルタイム会計 年度任用職員	パートタイム会 計年度任用職員
任用根拠	地公法 第3条第3項	地公法 第22条第5項	地公法 第22条の2 第1項第2号	地公法 第22条の2 第1項第1号
採用の方法	—	—	競争試験 又は選考	競争試験 又は選考
条件付採用	—	—	1か月	1か月
任用期間	1年以内	最長12か月 (1任用当たり 6か月まで)	1会計年度内	1会計年度内
服務規程 の適用	—	職務上の命令に 従う義務、信用失 墜行為の禁止、守 秘義務、職務専念 義務、政治的行為 の制限、争議行為 の禁止、営利企業 への従事等の制 限等すべて適用	職務上の命令に 従う義務、信用失 墜行為の禁止、守 秘義務、職務専念 義務、政治的行為 の制限、争議行為 の禁止、営利企業 への従事等の制 限等すべて適用	同左 ただし営利企業へ の従事等の制限の み適用対象外
人事評価	—	—	実施	実施
例月給付	報酬	賃金	給料	報酬
地域手当	—	—	支給	相当額の報酬
通勤手当	費用弁償	支給	支給	相当額の報酬
特殊勤務 手当	—	—	支給	相当額の報酬
時間外勤務 手当	相当額の報酬	支給	支給	相当額の報酬
休日勤務 手当	相当額の報酬	支給	支給	相当額の報酬
夜間勤務 手当	—	—	支給	相当額の報酬
期末手当	割増報酬	支給	支給	支給
退職手当	割増報酬 (年度ごと)	—	支給	—

地方公務員法抜粋（令和2年4月1日施行）

（会計年度任用職員の採用の方法等）

第22条の2 次に掲げる職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）の採用は、第17条の2第1項及び第2項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。

- (1) 一 会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を除く。）（次号において「会計年度任用の職」という。）を占める職員であつて、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの
- (2) 会計年度任用の職を占める職員であつて、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの

（第2項から第7項まで省略）

芦屋市フルタイム会計年度任用職員の給料に係る級及び号給の決定等に関する規則（未定稿）

（趣旨）

第1条 この規則は、芦屋市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年芦屋市条例第 号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、フルタイム会計年度任用職員に支給する給料の級及び号給の決定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

経験年数 会計年度任用職員が同職員として同種の職務に従事した年数をいう。

（経験年数の換算方法）

第3条 会計年度任用職員の経験年数は前条に定めるもののほか、別表第1に掲げる経験年数換算表に定めるところにより、経験年数として換算することができる。

（職務の級及び号給の決定）

第4条 フルタイム会計年度任用職員（次条の規定により職務の級及び号給を決定される者を除く。）となった者の職務の級及び号給の決定については、別表第2に掲げる職務の級及び号給決定基準表の定めるところによる。ただし、同表に定めがないものについては、別に定めるところによるものとする。

2 経験年数を有するフルタイム会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第5条に定めるところにより、職務の級及び号給決定基準表の基礎号給欄に定める号給よりも上位の号給とすることができる。ただし、職務の級及び号給決定基準表の職務の区分毎に定めのある上限号給を超える決定はできないものとする。

（経験年数を有する者の号給）

第5条 第4条第2項の規定により、満18歳に達した日の翌日以後、最初の4月1日から任用された年度の前年度の3月31日までの間に経験年数を有する職員については、次の各号に掲げる号数をもって、その者の受けるべき号給とすることができる。ただし、保育の職務に従事する職員及び看護師又は保健師としての職務に従事する職員については、「満18歳」を「満20歳」に読み替える。

(1) 職務の級及び号給決定基準表の職務の級欄に定める級が1級のうち、経験年数を有する者の号給は、前条第1項の規定による号給に、第3条の規定により換算した経験年数の月数を12月で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする。

(2) 職務の級及び号給決定基準表の職務の級欄に定める級が2級のうち、経験年数を有する者の号給は、前条第1項の規定による号給に、第3条の規定により換算した経験年数の月数を12月で除して得た数に2を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする。

(特殊な技術・経験等を必要とする職員の号給)

第6条 特殊な技術、経験等を必要とする職に職員を任用しようとする場合において、号給の決定について前3条の規定による場合には著しく常勤の職員及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、前2条の規定にかかわらず、これらの職員との均衡を考慮してその者の号給を決定することができる。

(特殊勤務手当)

第7条 条例第8条に規定する規則で定める場合は、フルタイム会計年度任用職員が従事する職務ごとに、特殊勤務の種類に応じて任命権者が指定する。

2 フルタイム会計年度職員の特殊勤務手当について、その勤務の特殊性等を考慮して任命権者が特に必要があると認めるときは、芦屋市技能職員の給与に関する規則（平成26年芦屋市規則第7号）の適用を受ける職員との均衡を考慮して、別に定めることができる。

(補則)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

経験年数換算表

職務の級	経歴の種類	職務との関係	換算率	換算限度
1級	芦屋市における勤務期間	職務の区分が類似しているもの	10割	なし
		その他のもの	5割	
	その他の期間		5割	12年
2級（看護師及び保健師を除く）	芦屋市における勤務期間	職務の区分が類似しているもの	10割	なし
		その他のもの	5割	

	その他の期間	職務の区分が類似しているもの	10割	12年
		その他のもの	5割	
2級（看護師及び保健師）	芦屋市における勤務期間	職務の区分が類似しているもの	10割	なし
		その他のもの	5割	
	その他の期間	職務の区分が類似しているもの	10割	なし
		その他のもの	5割	12年

別表第2（第4条関係）

職務の級及び号給決定基準表

職務の級	職務の区分	基礎号給	上限号給
1級	一般業務を分担する職員の職務	8号	40号
	薬剤散布の職務に従事する職員の職務	14号	55号
	給食調理の職務に従事する職員の職務	27号	68号
	保育の職務に従事する職員の職務	30号	69号
	ごみ収集作業の職務に従事する職員の職務	32号	73号
2級	相談員や指導員等、高度の知識経験を必要とする業務を分掌する職員の職務	1号	94号
	看護師又は保健師としての職務に従事する職員の職務	23号	112号